健康保険 被保険者報酬月額変更届

常務理事 事務局長 課長 課長補佐 係長 扱者

令和	年	月	日提出						
	事業所記号						ſ	受付印	
提出考	事業所所在地	₹	-						
提出者記入欄	事業所 名 称								
	事業主 氏 名					社会保険労務士記章	花棚		
	電話番号		()		氏名等			

	電話番号	2	()		IX-E				
	1	被保険者番号	② 被保	股省氏名	③ 生年月日		④ 改定年月		① 個人番号	
項口	⑤ 従前の根		 準報酬月額	⑥ 従前改定月	7	昇(降)給	8	遡及支払額		
目名	9 10			報酬月額				(4) ### T	(18) 備考	
	給与 支給月	給与計算の 基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	② 現物によるものの額	⑬ 合	Ħ (⑪+⑫)		(5) 平均額修正平均額		
	1		2		③ 5.昭和	年月	8 8	4	•	
	_			I a	7.平成			年 月		
	⑤ 健		厚	6	⑦昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	8遡及支払額		18 1 二以上勤務	
	⑨支給月	千円 10日数	デ 千円 ①通貨	年 月 ①現物	月 (3)合計((1)+(2)		り総計 19総計	В	 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 	
1						_		_	3. 弁和・時和の注由 ()	
	月	8	円	p		P)	⑤平均額	H.	4. その他()	
	月	в	円	n n		円		В		
							16修正平均額			
	月	В	Ħ	Ħ		円		円		
	1		2		3 5.昭和	年 月	В В	4	10	
	6			16	7.平成 ⑦昇(降)給		8遡及支払額	年 月	0	
	⑤ 健		厚	9		1. 昇給 2. 降給	の超区文仏観		1. 二以上勤務	
	⑨支給月	10日数	1	年 月 ②現物	月 (3)合計((1)+(2)		(4)総計		 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 	
2	月	В	円	n n		円		円	()	
							⑤平均額		4. その他()	
	月	В	円	円		Ħ		円		
							修修正平均額			
	月	В	B	n n		P)		円		
	0 2					5.昭和 年 月 日			₩	
	6			6	7.平成 ⑦昇(降)給		⑧遡及支払額	年 月	(8) - 111 +4574	
	健		厚			1. 昇給 2. 降給	© AZIAZIA DR		(8) 1 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
	⑨支給月	10日数	于円 ①通貨	年 月 収現物	(1)合計(1)+(2)		19総計	А	3. 昇給・降給の理由	
3	月	В	円	e e		en en		円	()	
							6平均額		4. その他 ()	
	月	В	円	n		円		В		
							低修正平均額			
	月	В	B.	H. H.		円		P.		
	1		2		③ 5.昭和 7.平成	年 月	8 8		₩	
	5			6	⑦昇(降)給		8遡及支払額	年 月	18 1 二以上勤務	
	健	千円	厚		B	1. 昇給 2. 降給	-	ш	2. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
4	⑨支給月	10日数	①通貨	位現物	(3合計(1)+(2)		19総計		3. 昇給・降給の理由	
4	月	В	円	P.		円		円	(4. その他()	
							⑥平均額		4. 20/18 (
	月	8	円	円		円	16修正平均額	円		
	月		В	Д						
			2	I H	3 5 077 FD	H.		(A)	10	
					3 5.昭和 7.平成	年 月	8 8	年 月		
	6			6	⑦昇(降)給		8遡及支払額	年 月	1 二以上勤務	
	健	千円	厚 手円	年 月	Я	1. 昇給 2. 降給	E	В	2. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
5	⑨支給月	10日数	1)通貨	①現物	(3合計(①+位)		19総計		3. 昇給・降給の理由	
	月	В	円	Ħ		円	⑤平均額	円	(4. その他()	
							US-T-1-DBR		, , , , , , , , , , , , , , ,	
	月	В	円	円		円	6修正平均額	円		
	月	В	в	e e		ra Fa		я		
	/3		. 13	. 13		13	-	13	東京広告業健康保険組合 令和7年4月	

この届書は、固定的賃金の変動により、報酬に大幅な変動があった場合にご提出いただくものです。

•月額変更となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。

昇給・降給等により固定的賃金に変動があった場合(日給から月給など賃金体系の変更の場合を含む)

固定的賃金に変動があった月以降3ヵ月すべての「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上ある場合

(特定適用事業所等における「短時間労働者」の場合は11日以上)

改定後の標準報酬月額と改定前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じている場合

記入例

令和 3 年 8 月 1 日提出

		- 10 1 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -
	事業所 記号	9999
提	事業所	₹ 111 - 1111
出者	所在地	東京都〇〇区〇〇町1一2一3
記入	事業所 名 称	OOOO 株式会社
欄	事業主 氏 名	代表取締役社長 〇〇 〇〇〇
	電話番号	01 (2345) 6789

Į	頁	1	被保険者番号	② 被係	験者氏名	③ 生年月日		④ 改定年月	① 個人番号	
E	3 I		⑤ 従前の標	準報酬月額 ⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給	8 1	遡及支払額		
	3 3	9	10	報酬月額			(14) 総計		18 備考	
τ	前	給 与 支給月	給与計算の 基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計 (⑪+⑫)	(5) 平均額 (6) 修正平均額		() ME	
		D	15	© 000	00	③ 5 和 63 年 5 ·	3 B	3 8 _月	Û	
		健	200 _{手用}		⑥ 30 9 _月	⑦昇(降)給 5 月 ① 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額 月	В	1 二以上勤務2. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
	. 6	9支給月	10日数	⑪通貨	①現物	(3)合計(11)+(2)	(4)総計		(3.) 昇給・降給の理由	
	1	5 月	31	253,000 _{P3}	0 円	253,000		740,700 _円	(通動手当の変動	
		6 月	30 □	244,000	0 _円	244,000	低平均額	246,900 _円	4. その他()	
		7 _月	31	243,700	0 _用	243,700 ₌	16修正平均額	円		

記入方法|記入例を参考に次の事項に注意のうえご記入ください。

①被保険者番号 : 資格取得時に払い出された被保険者番号(保険証番号)をご記入ください。

③生年月日: 該当する元号を〇で囲んでください。

④改定年月 :標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。「⑨給与支給月」で記入した3ヵ月目の翌月となります。

⑤従前の標準報酬月額:現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。

⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。

⑦昇(降)給 : 昇給または降給のあった月の支払月を記入し、該当する区分を〇で囲んでください。

⑧遡及支払額 : 遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分をご記入ください。 ⑨給与支給月 : 固定的賃金の変動が反映した月から3ヵ月分をご記入ください。

⑩給与計算の : 「月給・週給者」は暦日数、「日給・時給者」は、出勤日数等報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。 基礎日数 月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてご記入ください。

(注意: 基礎日数は給与支払日ではありません。)

⑪通貨による : 給料、手当等名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。

ものの額 ・ 昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し、「⑧遡及支払額」に支給月と差額

をご記入ください。

⑫現物による : 報酬のうち、食事、住宅、被服、定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。

ものの額 ・ 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事、住宅については都道府県ごとに定められた価格、

その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。

⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。

⑭総計 : 3ヵ月間の「⑬合計」を総計してください。

16平均額 :「⑭総計」の金額を3で除して平均額を算出し、1円未満を切り捨ててください。

⑯修正平均額 : 昇給がさかのぼったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。

⑪個人番号 : 当健康保険組合では記入不要です。

⑱備考 : 「1.二以上勤務」は、被保険者が2ヵ所以上の適用事業所で勤務している場合に〇で囲んでください。

「2.短時間労働者」に該当する場合は、〇で囲んでください。

「3.昇給・降給の理由」には、基本給の変更・家族手当の支給等、昇給・降給となった具体的な理由をご記入ください。

以下に該当する場合は、「4.その他」を〇で囲み、()内にその内容をご記入ください。

• 月額変更の対象となる給与支給月に被保険者区分の変更があった場合

⇒ (例:10月に短時間労働者へ区分変更の場合、「10/1→短時間労働者」と記入)

添付書類

・降級に伴う下がり月変の場合、

賃金台帳の写し(起算月の前月分を含めた、4ヵ月分)

・「④改定年月」の初日が、届書の受付年月日から2ヵ月以上さかのぼる場合、

賃金台帳の写し(起算月の前月分を含めた、4ヵ月分)

遅延理由書(届出が遅延した経緯を詳細に記入し、事業主印が押印されたもの。自由書式となります)

※被保険者が役員の場合、次の添付書類も必要となります。【株主総会・取締役会等の議事録のコピー】

お知らせ

・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。 残業手当等は非固定的賃金のため、時間の増減に伴う残業手当の変動のみでは月額変更の対象とはなりません。

- ・改定前の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じる場合でも、固定的賃金が上がったが残業手当等の非固定的賃金の減少により2等 級以上下がった場合、固定的賃金は下がったが非固定的賃金の増加により2等級以上上がった場合等は、月額変更の対象とはなりません。
- 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3末満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国または地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時51人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。